

令和 2 年 3 月 19 日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第 20 報」

【新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について】

茨城県内におきまして、3 月 17 日以降、3 例の新型コロナウイルス感染症患者在発生いたしました。

このような状況の中、今後、発熱や上気道症状を有する患者が来院した際の留意点について、改めてお知らせいたしますので、対応についてよろしくお願いいたします。

1. 全ての患者の診療において、標準予防策である**サージカルマスクの着用と手指衛生の励行**を徹底すること。新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えば、インフルエンザなどの場合には、検体検査を行わず、**臨床診断で治療薬を処方**することを検討する。
2. **応招義務**については、患者が**発熱や上気道症状を有しているということのみ**を理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも**帰国者・接触者相談センター**に相談し、新型コロナウイルス感染症の患者を**診療可能な医療機関への受診**を適切に勧奨することとされております。

なお、詳しくは 3 月 11 日付「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）」及び、3 月 12 日付「新型コロナウイルス関連感染症：第 16 報（茨城県医師会）」をご覧ください。